

会議録
平成３０年第２回更別村議会定例会
第１日　（平成３０年６月４日）

◎議事日程（第１日）

- 第　１　会議録署名議員指名の件
- 第　２　議会運営委員長報告
- 第　３　会期決定の件
- 第　４　諸般の報告
- 第　５　一般行政報告
- 第　６　報告第　１号　平成２９年度一般会計繰越明許費の件
- 第　７　議案第４３号　更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第　８　議案第４４号　更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第　９　議案第４５号　更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１０　議案第４６号　更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１１　議案第４７号　更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１２　議案第４８号　更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例制定の件
- 第１３　議案第４９号　更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
- 第１４　議案第５０号　曙団地公営住宅建替事業（２８号棟）工事（建築主体工事）工事
請負契約締結の件
- 第１５　議案第５１号　平成３０年度更別村一般会計補正予算（第１号）の件
- 第１６　議案第５２号　平成３０年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の
件
- 第１７　議案第５３号　平成３０年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の
件
- 第１８　議案第５４号　平成３０年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
の件

◎出席議員（８名）

議長　８番　松　橋　昌　和　　　副議長　７番　本　多　芳　宏

1 番 安 村 敏 博
 3 番 高 木 修 一
 5 番 上 田 幸 彦

2 番 太 田 綱 基
 4 番 織 田 忠 司
 6 番 村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長 西 山 猛
 教 育 長 荻 原 正
 代表監査委員 笠 原 幸 宏
 総 務 課 長 末 田 晃 啓
 総 務 課 参 事 女ヶ澤 廣 美
 産 業 課 長 本 内 秀 明
 建設水道課長 新 関 保
 子 育 て 応 援 課 宮 永 博 和
 教 育 次 長 川 上 祐 明

副 村 長 森 稔 宏
 農業委員会長 道 見 克 浩
 会 計 管 理 者 小野寺 達 弥
 総 務 課 参 事 渡 辺 伸 一
 企画政策課長 佐 藤 敬 貴
 住民生活課長 佐 藤 成 芳
 保健福祉課長 安 部 昭 彦
 診療所事務長 酒 井 智 寛
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 高 橋 祐 二
 書 記 小野山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 2 回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成 30 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

4 月以降気候も安定し、比較的好天に恵まれたことにより、農作物の生育もおおむね順調であるとの報告を受けております。今後の天候に期待をして、農作業が順調に推移し、昨年にも増して本年が豊穰の出来秋となることを強く願っているところであります。

T P P 11 関連法案が衆議院を通過し、日欧 E P A や米国との 2 国間での F T A 交渉など国際農業情勢は依然厳しさを増しています。本村における影響試算額も大きいことから、政策大綱等の確実な実施や農業振興策の励行を強く求めるものであり、関係機関と連携して国や道への要請を強めてまいりたいと考えております。また、豊かで住みやすい更別村の持続的な発展のため、農業、商工業、福祉、介護、医療、教育などさまざまな分野における横断的で総合的な取り組みを今こそ精力的に展開しなければならないと考えているところであります。

さて、本村の新たな観光資源や交流人口の増加を主眼に進めてまいりました希少馬育成牧場事業の件でありますけれども、公募型プロポーザル方式にて事業者選定を行い、村有地の売買契約を締結しましたが、5 月 18 日付で解約の申し出が提出されました。当該地は湿地帯であるなどの条件不利地であることは当初より説明を行い、事業者も理解した上での事業提案でありましたが、事業を長期的に考慮した中で馬への影響が懸念されるとの事業者の判断でありました。本事業提案については、希少馬の繁殖牧場という新たな観光分野の資源として期待をして村としても協力をしてまいりましたが、今回同社の判断を受け入れることとし、契約解除に同意することとしました。今日まで計画遂行に向け村と事業者との双方でさまざまな調整を行ってまいりましたが、このような結果となり大変残念であり、村民の皆様には大変申しわけなく、心より深くおわびを申し上げます。

さて、新年度から約 2 カ月が経過いたしました。今年度実施元年となる第 6 期総合計画を確実に進める中で、引き続き人口減少、少子高齢化などの課題に正面から立ち向かい、地方創生の歩みを力強く歩み出す決意であります。総合計画スローガンであります「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向け不退転の決意で職員一丸となり、村政執行に当たってまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、所要の報告案件 2 件、人事案件、選任同意の件、条例等の制

定及び一部改正案件 5 件、更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件、工事請負締結の件、一般会計補正予算、特別会計補正予算案 5 件の合計15件について審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 4 番、織田さん、5 番、上田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定をした内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第 2 回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ 5 月 28 日午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から 6 月 8 日までの 5 日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第 3 会期決定の件

○議 長 日程第 3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より 8 日までの 5 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承をお願いします。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査を報告いたします。

本委員会は、所管事項について下記について調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、平成30年5月17日木曜日午前9時。

2、調査場所、更別村議会議員控室、障害福祉サービス事業所クローバーモア。

3、調査事項、障がい者福祉について。

4、経過、委員5名により、調査事項について保健福祉課長及び課長補佐の出席を求め調査を行い、併せて障害福祉サービス事業所クローバーモアを視察した。

5、調査の結果、更別村の「第4期いきいきふれあい計画」は、すべての住民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障がい通所支援、入所支援、相談支援体制の確保を総合的、計画的に図ることを目的として作られ、この計画は「第6期更別村総合計画」、「更別村第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「更別村子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら障がい者福祉を推進するための基本理念や考え方を平成30年度から32年度までに定める計画としています。

関係機関との連携支援体制の充実、日中活動支援事業の実施や障がい者に対する就労実施を推進してきた中で今後の課題と取り組みについて以下の説明を受けた。

①、幼児期には子育て応援課に子育て世代包括支援センターを設置し、障がいの早期発見、療育、障がいを持つ子どもに関する相談支援体制の充実と関係機関による情報連携を図っていく。

②、成人期の日中活動支援事業は将来的に事業を実施する場所のあり方の検討をする。

③、障がい者就労支援事業所の利用促進は事業の安定的な運営が図られるよう配食サービスのための弁当づくりを委託していく。

④、糖尿病等生活習慣病の重症化予防は国保診療所との連携による支援体制や保健指導の枠組みを構築する。

⑤、障がい者の就労環境の整備と支援、障がいの原因となる疾病の重症化予防と障がいに対する理解を促進していく。

⑥、障がい者が在宅で暮らすことができる住まいの確保が求められ、C C R C（更別村

生涯活躍のまち基本構想)の策定に合わせ、グループホームの整備を検討していく。

計画の基本的な考えはまとまっているが、更別村には10年越しの課題を抱えるリラクタウン構想があり、課題解決に向けては、構想を今の更別村に本当に必要なものは何かを改めて整理し、課題をのりきるための計画にする必要がある。

C C R Cの策定に向けリラクタウン構想とも密接な関係がある事から関係課と連携しながら第5期いきいきふれあい計画に向けては実施できる環境整備が必要で住民と合意形成しながら創り上げていくことが求められる。

また、就労施設運営上、全道でも多数のA型就労支援事業所は赤字経営であるという事を踏まえるとただ造るのではなく、更別村としての創り上げが重要で安定的な運営としても考えていかなければならないし、現在取り組んでいるB型就労支援事業所の弁当委託等内容や販路拡大への推進も必要である。

更別村として意思、方向性を示した計画を思考し更別に必要不可欠な新しい事業として進めていくことが求められる。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 一般行政報告につきまして口頭での補足説明をさせていただきます。

1の農作物の生育状況につきましてでございますけれども、別紙1のとおり6月1日現在の調査をお示ししてあります。現在おおむねどの作物も順調に生育をしているところであります。詳しいところは、お目通しをお願いするものであります。

2の村営牧場の入牧状況につきましては、今年度は206頭となっております。昨年より89頭の減となりましたが、この後入牧の予定があるとの報告を聞いております。一方で、昨年完成の哺育・育成牛預託施設が本格稼働し、順調に展開をされているところから、今後生産者の皆様のご理解のもと哺育預託育成牛の頭数増加が期待をされるところであります。また、JAさらべつさん、そして畜産クラスター協議会を初めとする関係機関との協議を引き続き重ねていく中で、今後の村営牧場のあり方、より一層の酪農、畜産振興の充実発展に努めてまいる所存であります。

3番目の更別村情報公開条例の運用状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、報告といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議長 長 日程第6、報告第1号 平成29年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 平成29年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定により、平成29年度歳出予算の経費を翌年度に繰り越しをした件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、報告をいたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。次のページは、平成29年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書であります。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、農業振興補助金等、金額ですけれども、1億5,499万8,000円のうち翌年度繰越額として7,547万4,000円を繰り越すものであります。財源内訳でありますけれども、道支出金として7,547万4,000円を繰り越すものであります。これは、産地パワーアップの事業継続につきまして補助金として繰り出すものであります。30年度に繰り越したものであります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第43号

○議長 長 日程第7、議案第43号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第43号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法

律第226号) 第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別192番地の5、林芳博氏であります。昭和39年4月13日生まれ、54歳であります。

過去3年間にわたり委員を務めていただいております。引き続き委員として選任をいたしたく、議会のご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第43号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第8 議案第44号

○議 長 次、日程第8、議案第44号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第44号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例(昭和52年更別村条例第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)等の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることについて新たに規定するものであります。(2)といたしまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を4万円引き上げるものであります。(3)、国民健康保険税の減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額について、5割減額は5,000円引き上げ、2割減額は1万円引き上げるものであります。(4)

といたしまして、特例対象被保険者等に係る申告の際、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることを新たに規定するものであります。

なお、佐藤住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお開きください。新旧対照表の条例第2条につきましては、法律の改正に合わせ課税額の定義の変更と令改正に合わせ課税限度額の引き上げを行っております。

第1項につきましては、基礎課税額、医療分、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算としていた内容を広域化に伴う国民健康保険事業費納付金に充てるものとしての定義を加える改正をしております。

次のページをお開きください。第2項の基礎課税額につきましては、当該合算額を現行54万円を58万円に引き上げるものであります。

次のページをお開きください。条例第15条につきましては、令改正に合わせ減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行っております。

第1項で現行54万円を58万円に引き上げるものであります。

次のページをお開きください。第2号で現行27万円を27万5,000円に引き上げるものであります。

第3号で現行49万円を50万円に引き上げるものであります。

条例第16条の2第2項につきましては、国民健康保険条例参考例の改正に合わせマイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正を行っております。

附則第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

次のページをお開きください。附則第2条、この条例による改正後の更別村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

その他につきましては、改正に合わせ番号の変更や整理をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 今回限度額が54万から4万上がって58万ということになった、今そういう提案でございますけれども、当初予算で国民健康保険税につきましては1億9,200万、一

応予算の確保を考えているということでもあります。ということになれば、限度額上がったことによる、金額が上がると思うのですけれども、その他の部分の例えば所得割だとか、固定資産割だとかと決まっているわけなのですけれども、その改正をしなくても、要するにこの予算どおり執行されるのかどうなのか、その辺のところをちょっと聞きたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 上田議員の質問にお答えします。

課税の推計、シミュレーションを行いまして、今回は限度額の分上がった分、平成30年所得は、29年ベースでいきますと316万円、30年度所得ベースでいきますと464万円の収入増となるという結果が出ておりましたけれども、所得の伸びが当初25%という推計でしたけれども、実際はそこまで伸びていなくて15%程度ということで、課税額の推計を行った結果、ほぼ現行の予算額と変わらないという形になりました。納付額も既に確定しておりますので、その額で足りるということでありましたので、今回資産割、平等割、均等割、あと所得割ですか、をいじることは要しないということで結論に達しました。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明で大体わかるわけなのですけれども、ということは逆に言えば例えば一般の所得割だったら3.2%ですね、今。そういったことで暫定賦課をしたことによって、今課長が説明のあったように現行どおりにいきそうだという解釈をしてよろしいということでもいいのですか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 そのとおりでございます。3.2%と資産割15%、平等割と均等割を計算で推計した結果、ほぼこのとおりでいけるということでシミュレーションしております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 これ最後の質問になるかと思うのですけれども、ちょっと内容は変わるわけなのですけれども、今国民健康保険税に関しては7月から始まって6回の納期になっていると思うのですけれども、こうやって税額が上がってくれば1年の間に7月から始まって毎月納付で12月で終了しているというスタイルになっているわけなのですけれども、それは今後も変更しないでこの状態でいくということを考えているのでしょうか。その辺今後の課題として、村としては納税者にとって納めやすくするのだという考え方を持ってやっていくのかどうなのか。ことしのものには多分もう決まっていることですからならないと思うのですけれども、来年度以降どういうふうに考えているのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の国保の都道府県の単位化により、納付金額が徐々に1人当たり課

税額ベースで年当たり2%ずつ上がっていくということになっております。それですと、6年後には12%以上、13%程度の値上げは必要になってくるということであると、現在6回ということでもありますので、1回当たりの納付額が大きくなっていくということで、今後回数の増等については検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第44号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 議案第45号

○議 長 日程第9、議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、今般当該政令における一部改正に伴い、令第38条第4項が削られ、同条第7項から第9項まで1項ずつ繰り上げられたことから、条例の一部を改正するものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。次ページは、更別村介護保険条例の一部を改正する条例であります。更別村介護保険条例の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表で説明を申し上げます。現行、(保険料率)の第2条の第2項でありますけれども、2行目、「令第38条第7項の規定」を「令第38条第6項」に改めるものであります。

3項の「令第38条第8項」、この文言を「令第38条第7項」に改めるものであります。

4項、「令38条第9項」と記述されていますけれども、これも「令第38条第8項」というふうにそれぞれ改めるものであります。

これら介護保険法の一部改正による条例の整理を行うものでありまして、令第38条第4項が削減したことに伴い、関連する令の条項番号を整理するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年8月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第10 議案第46号

○議長 長 日程第10、議案第46号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第46号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年更別村条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員等の基準につきましては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされており、今般当該省令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

なお、安部保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第46号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

1枚お開きください。新旧対照表にて説明いたします。更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年更別村条例第11号)の一部を改正するというところでございます。

目次としまして、1ページをごらんください。目次ですが、第1章、趣旨及び基本方針(第1条―第3条)は、第2条及び第3条が指定介護予防支援の事業の基本方針を定めるものであり、事業の基本方針を直接定めるものではないということであることから、指定介護予防の基本方針を条例全般の総則的な規定から切り離し、第1章を総則、第2章を指定介護予防支援の事業の基本方針(第2条・第3条)と単独の章として定めたものです。このため、現行第2章以降を繰り下げ、次に事業の名称を明確化にするため、第3章、第4章では指定介護予防支援を追加したものでございます。

第1条では、人員及び運営に関する基準以外の箇所が含まれていることから、法第59条第1項を法第59条第1項第1号と必要な号を追加しております。また、不必要な号、第115条の22第2項第1号を削除するとともに、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業に根拠省令となる文言を追加し、「指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業及び基準該当介護予防支援(同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業」と全体の文言整理を行っております。

2ページをお開きください。第2章は、目次で説明したとおり指定介護予防支援の事業

の基本方針として章を独立させ、第2条第1項では第1条において支援等の根拠法令を記載したため、「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)」を削除しております。

第2条第4項では、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合におけるケアマネジャーと障害福祉制度の支援専門員と密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確化するため、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」という文言を追加しております。

第3条では、村独自の指定要件として暴力団の排除に関する規定を追加しております。

それで、第2章、人員に関する基準、次ページの第3章、運営に関する基準を基準該当介護予防支援の基準との区別が明確となるよう指定介護予防支援についての基準であることを章名に明記し、第3章、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準、第4章、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準と改めております。

第6条第2項は、本条第1項に規定する説明対象を明確化するため、利用申込者又はその家族を追加し、利用者はケアプランに位置づける介護予防サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明することを義務づけるため、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができることを追加し、あわせて文言整理を行ったものでございます。

本条第3項は、新たに追加する項でございます。入院時における医療機関との連携を促進するため、介護予防支援の提供開始に当たり利用者等に対して入院時に担当ケアマネの氏名等を入院先医療機関に提供することを依頼することを義務づけるものでございます。これに伴い、本条第3項は第4項に、条文中「第6項」を「第7項」に改め、文言整理として「使用」を「利用」と改めております。

4ページをお開きください。第7項、「第3項」を「第4項」に改めます。7項の1号を「第3項各号に」を「第4項各号に」と改めるものです。

第7項も第8項に改めるものです。

続きまして、第8条は、第2条との整合性を図るため、「当該事業所」という文言を「当該指定介護予防支援事業所」に改めるものでございます。

第12条は、サービス計画費の額を定めている法第58条第2項を介護予防サービス計画費の支給を定めている同条第1項に改め、利用料を後段の介護予防サービス計画費の額との整合性を図るため、「の額」を追加するものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。第14条は、文言整理のため、「次の各号に」を「次に」に改めております。

第15条第2項の規定は、法定代理受領サービスの規定ではないため、見出しを法定代理

受領サービス等に改めるものでございます。

第17条です。第17条は、文言整理のため、「次の」の次に「各号の」を追加しております。

第20条第2項は、文言整理のため、「指定介護予防支援の業務」を「指定介護予防支援」に改めるものでございます。

第29条は、「事業所」を第4条で規定している「指定介護予防支援事業所」に改めるものでございます。

第30条は、「諸記録」とは表現が不明確であるため、「次に掲げる記録」とし、明確化するものでございます。

次のページをお開きください。第4章を第5章に改め、「指定介護予防支援に係る」という文言を追加しております。

第32条第9号は、省令との整合性を図る文言整理で、「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を加え、同条第14号の2に平時から医療機関との連携促進を図るため、ケアマネジャーから主治医等への必要な情報伝達を行うことを義務づけるため、条文を追加するものでございます。

次のページをお開きください。同条第15号では、文言整理として「位置づけた」を「位置付けた」と漢字表記に変えております。それに「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改めるものでございます。

同条第16号のイの北海道条例というのは、具体的な条例の名称が不明確なため、「北海道条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業をいう。」を「指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。」に改めるものでございます。

同条第19号は、文言整理で、「入院又は」を「入院若しくは」に改め、同条第20号も「退所しようとする」を「退所をしようとする」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。同条第21号も本条第14号の2で略称の規定を設けたため、「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の」を「主治の医師等の」に改めるものでございます。

同条第21号の2は、追加規定でございます。医療機関との連携のため、前号の意見を求めた主治の医師等に対し、ケアプランの交付を義務づけるためのものでございます。

同条第24号、第25号は、ともに文言整理を行い、「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改めるものです。

同条第26号も文言整理です。「若しくは」を「又は」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第5章を第6章に改め、「基準該当介護予防支援」を「基準該当介護予防支援の事業」に改めるものでございます。

第34条は、第2条が第2章から始まるため、章での引用をするため、第2条を削り、第1条で既に説明済みであるため、「（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）」を削り、第12条は第1項のみの条でありますので、第1項を削ります。文言

整理で、「法第58条第2項」を「同条第1項」に改めるものです。

第6章は、第7章に改めることとしております。

なお、附則にて、この条例は、公布の日から施行するとしております。

この更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でいう、ここでいう事業者とは更別村の包括支援センターのことをいっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第46号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第47号

○議 長 次に、日程第11、議案第47号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第47号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法（平成9年法律第123号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）による指定地域密着型介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、条例で定める地域密着型サービスの人員等の基準については、介護保険法の規定により厚生労働省令に定められた基準によるものとされており、今般介護保険法及び当該省令の一部改正に伴い条例の一部改正を行うものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。次ページは、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年更別村条例第2号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表において説明を申し上げます。現行、趣旨の第1条、「この条例は」から2行目にあります下線部の空欄の部分であります。改正後は「第78条の2の2第1項各号並びに」という文言を新たに加筆するものであります。

また、この部分に関しましては議案資料として当該条例を提出しておりますので、お目通しをいただき、またご参照をお願いするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第47号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 議案第48号

○議 長 次に、日程第12、議案第48号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法（平成9年法律第123号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、条例で定める地域密着型介護予防サービスの人員等の基準につきましては、介護保険法の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされております。今般介護保険法及び当該省令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。次のページは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

以下、新旧対照表に基づきながらご説明をさせていただきたいと思います。現行の（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針）の第4条にあります、2行目ですけれども、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業は、そ

の認知症「(法第5条の2)」の下線部がありますけれども、これを改正後は「(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)」ということで、新たに文言をつけ加えるものであります。

また、資料としてこれにかかわる規則を添付してありますので、ご参照、お目通しお願いできれば幸いです。

ということで、なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第49号

○議 長 次に、日程第13、議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件であります。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、除雪機械更新事業、歯科診療所改修事業及びコミュニティプール改修事業の実施に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。

なお、佐藤企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件について補足説明をいたします。

今回の変更箇所につきましては、別に提出をしております議案資料を用いて説明をさせていただきます。議案資料の最後のページをごらんください。市町村計画の新旧対照表になっております。事業に有利な財源であります過疎対策事業債を充当するため、必要な事項について計画に文言を追加するものでございます。

左の改正案の欄をごらんください。変更となる箇所のみ抜粋をしております。上から、23ページにつきましては、(3)、計画の事業内容欄、除雪機械更新事業につきまして大型ロータリ除雪車の更新が追加となることから、文言を追加しております。

次に、34ページについては、歯科診療所改修事業が追加となることから、(3)、計画の事業名欄に特定診療科に係る診療施設診療所を追加、事業内容欄に歯科診療所改修事業、会議室設置、トイレ改修、他の文言を追加しております。

また、37ページにつきましては、コミュニティプール改修事業が追加となることから、(3)、計画の事業内容欄にコミュニティプール改修事業、外壁改修、水槽室内壁塗装、他の文言を追加しております。

なお、これらの変更につきましては、事前に北海道との協議を行い承認をいただいているもので、過疎債の借りに必要な最小範囲での修正となっていることを申し添えさせていただきます。

以上、補足説明といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第50号

○議長 日程第14、議案第50号 曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第50号 曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件であります。

曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

- 1、工事名、曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）。
- 2、工事場所、更別村字更別南3線92番地の7。
- 3、契約の方法、指名競争入札による落札。
- 4、契約金額、金6,912万円。
- 5、契約の相手方、ネクサス・小川経常建設共同企業体であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の承認を求めるものであります。

資料を添付してありますので、そちらのほうをごらんください。議案第50号の資料であります。1の入札日時であります。平成30年5月25日午前9時であります。

2の指名業者については、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

3、工事内容は、木造平屋建、延べ床面積324.47平米であります。以下、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。

4の工期は、契約締結の日から平成30年10月31日までとするものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 曙団地公営住宅建替事業（28号棟）工事（建築主体工事）工事請

負契約締結の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第51号

○議 長 日程第15、議案第51号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,703万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,733万9,000円とするものであります。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、平成30年度更別村一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

まず最初に、17ページをお開きください。給与費の明細書でございます。人事異動に伴いまして補正をするところでございますけれども、17ページの（1）、総括でございます。比較でございますけれども、職員数については1名減、給与費、給料において411万2,000円の減、職員手当等につきましては44万3,000円の減、共済費におきまして79万2,000円の減、合計で534万7,000円を減額する内容でございます。

それでは、引き続き歳出のほうからご説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。款2総務費1,201万2,000円を追加し、8億9,284万円とするものでございます。

項1総務管理費、目1一般管理費1,068万9,000円の追加でございます。説明欄（1）の職員等の人件費でございます。人事異動に伴いまして262万1,000円を追加するものでございます。節2の給料において43万9,000円、節3の職員手当等で157万1,000円、節4共済費で51万2,000円、節19の負担金補助及び交付金で9万9,000円、それぞれ追加を行うものでございます。

（2）の庁舎改修事業でございます。節15の工事請負費におきまして議場音響設備補修工事としまして806万8,000円を追加するものでございます。

目4地方振興費、説明欄（1）の地方創造複合施設維持管理経費でございますけれども、節12の役務費におきまして村有物件等の災害保険料として3,000円を追加するものでございます。

目7の車両管理費、説明欄(1)、バス運行維持管理経費、節11の需用費でございますけれども、修繕費といたしまして今後大きな修繕が見込まれることから132万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。9ページになります。款3民生費311万8,000円を追加し、6億5,078万4,000円とするものでございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費49万2,000円の追加でございます。説明欄(1)の社会調査委員会運営経費でございますけれども、研修会の負担金といたしまして3万6,000円を追加するものでございます。(2)の障害者総合支援事業、節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、北海道自治体情報システム協議会負担金でございますが、システム改修負担金として30万3,000円を追加するものでございます。(3)の障害者地域生活支援事業、節11の需用費でございますけれども、消耗品といたしましてサッチャル館等の防災カーテン等の消耗品10万1,000円を追加するものでございます。(4)のひとり親家庭等医療給付事業経費、節12の役務費の取扱手数料1万5,000円を追加するものでございますけれども、この後重度心身障害者、それから子ども医療、それから乳幼児医療につきましては公費負担医療でございますけれども、医療機関が担ってきておりました自己負担分の保険者の請求取り扱いを取りやめ、8月診療分より国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に一括して請求支払いを行うこととなります。この支払い事務を一本化することにより、事務取扱及び手数料、それから審査支払手数料等において増減補正を行うものでございます。(5)の重度心身障害者医療給付事業経費、節12の役務費でございます。3万7,000円の手数を追加するものでございます。

次のページ、目2の福祉の里総合センター費、説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費97万2,000円を追加するものでございます。節11の需用費におきまして経年劣化に伴いまして健康増進室の監視カメラの全改修のため90万2,000円を追加するものでございます。節12の役務費でございますけれども、その下の節18備品購入費、洗濯機を1台更新するため6万5,000円を追加するものでございますけれども、役務費におきましてその洗濯機のリサイクル処理手数料として5,000円を追加するものでございます。

項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費1,000円の減でございます。説明欄(1)、子ども医療給付事業でございますけれども、村の単独事業であります子ども給付事業においても先ほどの公費医療と同様の理由において増減補正を行うものでございます。節11の需用費におきましては、受給者証の印刷製本費として3万7,000円の追加でございます。また、節12の役務費におきましては取扱手数料におきまして19万6,000円を減額し、審査支払手数料におきましては15万8,000円を追加するものでございます。

項3老人福祉費、目2の老人保健福祉センター費122万3,000円の追加でございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費の節11需用費におきまして修繕費におきまして修繕費が多く、今後も配管循環ポンプ等の修繕が見込まれることから112万円を追加する内容でございます。節12の役務費におきましては、リサイクル処理手数料として5,000

円を追加するものでございます。11ページをお願いいたします。節18の備品購入費でございます。洗濯機の更新1台を行うものでございます。9万8,000円の追加でございます。

目3老人福祉推進費、(1)、介護保険事業特別会計繰出金、節28の繰出金でございますけれども、地域支援総合事業によります財源補てん分として43万2,000円を追加するものでございます。

款4衛生費247万3,000円を追加し、3億6,486万2,000円とするものでございます。

項1の保健衛生費、目1の保健衛生総務費18万1,000円の追加でございますけれども、説明欄(1)の乳幼児医療費の給付費でございます。節12の役務費におきまして事務取扱手数料については5万5,000円を追加し、審査支払手数料においても12万6,000円を追加するものでございます。

目5の保健推進費131万円の追加でございます。(1)、子育て世代包括支援センター運営事業費でございます。節7の賃金におきまして120万8,000円を追加するものでございます。保健師の賃金といたしましては、子育て支援業務の保健師賃金については助産師賃金へ振りかえるため50万8,000円を減額するものでございます。また、助産師賃金でございますけれども、新たに67万3,000円を追加するものでございます。また、発達支援相談員の賃金でございますけれども、新たに業務拡充のために発達支援相談員賃金といたしまして104万3,000円を追加する内容でございます。12ページをお願いいたします。(2)の健康増進事業でございますけれども、どんどん元気さらべつ中間評価、自殺対策行動計画策定に伴いますアンケート調査を実施するために予算を追加するものでございます。節11の需用費におきましては、消耗品といたしまして7,000円、印刷製本費で1万7,000円の2万4,000円を追加するものでございます。また、節12の役務費におきまして郵便料といたしまして7万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

項3の上水道費、目1の簡易水道費、(1)の簡易水道事業特別会計繰出金の節28の繰出金でございますけれども、人事異動に伴います財源補てん分として98万2,000円を追加するものでございます。

款6農林水産業費5,514万6,000円を追加し、4億7,326万6,000円とするものでございます。

項1農業費、目1農業委員会費8万6,000円の追加でございます。(1)、農業委員会運営経費の節7賃金におきまして事務局事務補助員賃金でございますけれども、通勤手当5カ月分として3万6,000円を追加するものでございます。また、その下の(2)の農業者年金事業の節7賃金でございますけれども、事務局事務補助員賃金の通勤手当として7カ月分、5万円を追加するものでございます。

13ページをお願いいたします。目2農業振興費5,506万円の追加でございます。説明欄(1)、農業振興補助金等、節19の負担金補助及び交付金でございます。経営体育成支援事業助成金でございますけれども、300万円の追加でございます。農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けたものや重大な気候災害によりまして被災農業者等が融資等を受けます

農業機械等の導入に際しまして、融資残について経営支援を行う内容でございます。その下、畑作構造転換事業助成金でございます。4,206万円の追加でございます。畑作、農地の労働力不足対応、省力作業体系や単収向上など生産性向上等を総合的に支援し、大規模化に対応した畑作産地の構造転換を図る目的とした事業として5団体に4,206万円を追加するものでございます。その下のジャガイモシストセンチュウ対策事業助成金1,000万円の追加でございますけれども、平成29年度から対策を講じてきております。一部産地パワーアップ事業によりまして負担の軽減を図っているところでございますけれども、今現在農協負担として約1,500万円の負担がかかっておりまして、その3分の1の500万円を助成する内容でございます。また、新たに平成30年度の対策費といたしまして車両及びコンテナ洗浄施設の固定資産税5カ年分500万円、計1,000万円を計上するものでございます。

款7商工費192万2,000円を追加し、1億4,128万9,000円とするものでございます。

項1商工費、目3観光費、説明欄(1)、情報拠点施設維持管理経費の節13委託料でございますけれども、駐車公園管理委託料でございます。道単価の改定によりまして136万円を追加するものでございます。また、その下、節18の備品購入費におきまして老朽化に伴いまして防犯カメラ等を更新するため56万2,000円を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目2災害対策費でございます。補正予算は額はございませんけれども、財源について一般財源から特定財源へ70万を振りかえるものでございます。

款10教育費764万円を減額し、4億6,348万4,000円とするものでございます。

項1教育総務費、目2事務局費、(1)、職員等の人件費でございます。人事異動等に伴いまして868万8,000円を減額するものでございます。節2の給料におきまして455万1,000円の減、節3の職員手当等におきまして201万4,000円の減、節4の共済費で130万4,000円の減、節19負担金補助及び交付金で81万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

項3中学校費でございます。次のページをお願いいたします。目1の学校管理費でございます。(1)、中学校運営経費におきまして15万5,000円の追加でございます。節7の賃金の特別支援教育支援員賃金、通勤手当等につきまして15万5,000円を追加するものでございます。

項4の幼稚園費、目1の幼稚園管理費37万円の追加でございます。説明欄(1)、幼稚園運営経費の節7賃金、幼稚園補助教諭賃金、これも通勤手当といたしまして15万5,000円を追加するものでございます。(2)の認定こども園の運営経費の節11需用費でございますけれども、副食、おやつ等について21万5,000円を追加するものでございます。

項6の保健体育費、目2の体育施設費52万3,000円の追加でございます。(1)の農村公園維持管理経費の節11需用費でございますけれども、農村公園のスカイロープ用ケーブル劣化によりまして修繕費として19万5,000円を追加するものでございます。(2)のコミュニティプール維持管理経費の節11需用費でございますけれども、幼児用プール自動塩素計の修繕費として32万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。
款13国庫支出金504万3,000円を追加し、2億9,147万4,000円とするものでございます。

項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、節1の総務費補助金、説明欄、地方創生推進交付金でございますけれども、熱中小学校の運営等、更別ブランディング事業、C C R C 事業等について489万2,000円を追加するものでございます。

目2の民生費国庫補助金でございます。節1の社会福祉費補助金でございますけれども、障害者地域生活支援事業費の補助金でございます。システム改修事業分として15万1,000円を追加するものでございます。

款14道支出金4,673万7,000円を追加し、2億9,147万円とするものでございます。

項2の道補助金、目2の民生費道補助金17万5,000円の追加でございます。重度心身障害者医療助成事業事務費補助金として16万8,000円、ひとり親家庭等医療費助成事業事務費補助金として7,000円を追加するものでございます。いずれも公費負担医療等の取り扱いが8月診療分から実施されることから、プラスシステム改修等を含めて追加をするものでございます。

目3衛生費道補助金、節2健康増進事業費補助金、地域自殺対策強化交付金でございますけれども、計画策定に伴いまして交付金9万円を追加するものでございます。

目4の農林水産業費道補助金4,506万円を追加するものでございます。経営体育成支援事業の補助金、歳出同額の300万円の追加、また畑作構造転換事業の補助金、これも歳出同額の4,206万円をそれぞれ追加するものでございます。

項3の委託金、次のページをお願いいたします。7ページになります。目4の商工費委託金、節1商工費委託金、駐車公園管理委託金でございます。労務単価等の改定によりまして141万2,000円を追加するものでございます。

款15財産収入130万円を追加し、2,926万1,000円とするものでございます。

項2の財産売払収入、目2の物品売払収入、節1物品売払収入でございますけれども、カントリーパークトレーラーハウスの5台分の売払収入として130万円を追加するものでございます。

款17繰入金1,325万1,000円を追加し、4億66万6,000円とするものでございます。

項1の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金、節1の財政調整基金繰入金でございますけれども、一般財源不足分といたしまして325万1,000円を追加するものでございます。

目5の農業振興基金繰入金でございますけれども、これもジャガイモシストセンチュウ対策助成分として1,000万円を繰り入れるものでございます。

款20の村債70万円を追加し、4億5,609万9,000円とするものでございます。

項1の村債、目1の緊急防災・減災事業債でございますけれども、全国瞬時警報システム新型受信機導入事業でございますけれども、当初本体のみの計上でありましたけれども、関連機器についても対象となったことから70万円を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。3ページ、第2表の地方債の補正であります。変更でござ

ございますけれども、緊急防災・減災事業債でございますが、補正後限度額といたしましてＪアラート関連機器の起債70万円を追加し、限度額250万円とするものでございます。合計におきましては、限度額4億5,609万9,000円とするものでございます。

一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 全体の話にかかわるかと思いますが、職員の定数が1名減してございます。その中身につきましては、管理栄養士ということでございますが、この専門職を必要とする、まず業務内容とその基準ということをお聞きしながら、そこに不在となるこの1年間をどのような形でクリアしていくというお考えなのか。

そしてまた、当初予算にあります福祉の里総合センター費の給食業務経費の栄養士という配置をしてございますが、ここは本来私は必要ない専門職と考えてございますが、この専門職を一般的に考えている業務との関連性がもしあるとすれば、その点についてお聞きします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 まず、管理栄養士の専門職ですけれども、当初予算のときに管理栄養士の臨時嘱託職員ということで要求はしておりますけれども、募集をしてきましたけれども、まだ応募がなかったという現状でございます。引き続き募集を行っているところでございます。

また、厨房の栄養士の関係ですけれども、厨房の栄養士にしましては病院の入院患者への配食、それと生活支援ハウスへの配食、あと介護予防教室の事業の配食ということで、いずれも栄養管理が必要だということで栄養士を配置する。特に病院がありますもので、それが必要ということで配置をしております。また、栄養士と管理栄養士は、管理栄養士は特定保健指導等で栄養指導を行うことができるのですけれども、栄養士ができないということでございますので、管理栄養士というのは特定保健指導等に、あと乳幼児の事業における栄養指導等も管理栄養士が行うこととなっていることから、必要と考えております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 引き続き募集するということでよろしいのですか。

それと、必要だということで、当然置かなければならないという考え方に基づいて当初予算を見ているということは理解できるのですけれども、この空白期間があると思うのです。そこについてのお答えをいただいていないのですけれども。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 本来ですと常勤で募集をしているのですけれども、今現在常勤でいない

ということで、単発というか、月のうち何回か来てもらうという形で今現在は過ごしているところなのですけれども、実際事業に関しましてそれで何とかしのいでいるところなのですけれども、新年度においては正職員としての採用ということで要望をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 11ページお願いいたします。子育て世代包括支援センター運営事業費でございますけれども、当初予算で新たにここが開設されて、そしてまた交付金の対象となる。そして、一方では7月開設というご説明を受けたと私は記憶しているのですが、そこで今回この中身が多少変わってございます。そこで、保健師から助産師にかわる理由がいま一つわからないということと発達支援相談員の増という、ここは業務拡充のためと言ってございますが、当初からもう既に何カ月しか経過していない。まだ開設されていないという状況の中で何がどのように変わった。何を対象にして、何を一体村はここを充足させようとしているのかも含めて説明をお願いします。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 村瀬議員の質問でございますが、まず発達相談員でございます。

発達相談員につきましては、今まで村のいろんな発達相談だとか、当然保健師が対応してきたわけでございますが、今後につきましてはある程度の専門を持った方が当たることによって、より一層専門性を持った形の中でそういう相談に乗り、なおかつ親御さん方のそういう支援といいますか、そういうことも図っていきたいという考え方の中でございます。ちょっと余談になるかもしれませんが、南十勝で当然むうくとかの対応もしているところでございますが、こちらにつきましては今相談も結構いっぱいになっている。いろんな対応でもなかなか難しいということもあります。そういう過程の中で、村においてそういう対応を図って住民の対応をしっかりサポートしていきたいという考えでございます。

あと、母子のほうになります。これも助産師さんを今回置かせていただいたことになります。これも形的には同じような内容のことになります。子育てに対するそういう専門の方を置くことによりまして、保健師等との連携をとりながら一層のそういうサポート体制を拡充していきたいという考えで対応したところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それで、私もちょっと聞いているところ、当初から変わったということなのですね。そこについて説明されていないので、確認の意味でちょっと質問させていただきます。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 保健師から助産師さんにかわったということかと思いますが、一応こちら先ほどの内容と重複してになってしまうかもしれませんが、先ほど今まで保健師も当

然かかわって母子保健を担当してきたところでございます。専門性をそれぞれ持っておりますから、当然その中で重複するような考え方も出てくるかと思いますが、また違う形の中で、助産師という形の中で子どもを産み育てていく過程の中で、またより一層の連携をとりながら、幅を持たせるという考え方の中で今回これの一つの政策といいますか、考え方として対応してまいりたいという考えで予算を組んできたところでございます。

○議 長 ここで答弁調整、また昼食のため午後１時30分まで休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

先ほどの村瀬議員の質疑において、子育て世代包括支援センター運営事業費について、7月の開設前において内容変更の補正予算が提出されたことについて、この事業のどこを充足することで考えているかを聞いております。これについての答弁をお願いいたします。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変申しわけございません。改めて答弁をさせていただきます。

答弁といたしまして、まず保健指導等でのという話もございましたが、まず保健指導ではなかなか対応し切れない助産師さんを今回雇用をしたというところでございます。保健指導の部分につきましては、妊娠初期から出産後までの住民の皆様の健診だとか、いろいろな指導、助言はできるのですが、助産師さんがより一層、例えば生まれるときから生まれた後のそれぞれの指導並びにその生まれた後の指導とか、その後の全ての指導等が助産師さんが中心にさまざまな対応を適切に行っていくというようなところから、今回助産師さんの賃金に変更し、予算として、今回当初予算でちょっと間に合わなかったものから、補正予算で対応を図らせていただいたところでございます。当然子育て包括支援センターの妊婦さんも同じような形で新しい専門性をより持った指導員を今回配置させていただいたところでございます。これにつきましても包括支援センターのより一層専門性を持った方からより一層適切な助言をしていただけるという形の中で、今回任用を図らせていただいたところでございます。そんな中で、当初予算のほうからちょっと内容的には状況が変わったところがありますが、それにつきましては今のような考えのもとに今後取り進めてまいりたいというようなことでよろしくご了承いただければというようなところでございます。

○議 長 この件については終わらせていただきます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 先ほど同僚議員からも一部ご質問させていただきましたけれども、職員定数の関係と管理栄養士の関係で、いま一度ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

まず、管理栄養士につきましては、説明の中では平成30年度募集したけれども、応募がなかったということで、その緊急対策として今、週何回かはという形で管理栄養士が遠方より通勤していただいているというご説明をいただきましたけれども、まずその捉え方の部分の確認をさせていただきたいというふうに思います。まず、改正前74名という人員定数の中で、やはり当初からその人数ありきの、必要ありきの手法で行政としては進めるという計画であったはずです。それがたまたま募集した関係、管理栄養士がなかなか応募がなかったということで、緊急対策としてある程度の対応を図らなければならないという説明をいただきました。ただ、やはり管理栄養士が必要だということの中で、欠員はこれは本来であればあってはいけないことだとは思うのですけれども、応募がなかったということで、緊急的に今先ほどの説明だと募集も含めてという説明をされましたけれども、基本的には業務の内容から見ると全体的な保健福祉の全体、病院も含めて、支援ハウスも含めて全ての中での食材を提供していく。あるいは、病院食についてはそれなりの資格を持って指導していかなければならないという部分が非常に多く仕事があると思うのですけれども、その点の捉え方といいますか、今募集をするという言い方したのですけれども、多分大方の考えとしては臨時募集で対応せざるを得ないのかなという気もしているのですけれども、たまたま週に何回か来ていただいているという言い方されましたけれども、ちょっとその部分、今の説明の中では理解できないといいますか、本当に重要性があつて、重要性があつてという建前論の中で、やはり臨時で足り得るという捉え方がどうも私にはぴんとこないというか、体制づくりも含めて理解できない。それと、そういう重要な職にありながら、やはり週何回かの臨職に任せて、本当にそういう業務ができるのかという不信感も正直言っております。そういう面も含めて、いま一度その考え方も含めてちょっと説明いただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 管理栄養士の関係ですけれども、実は休職していた管理栄養士いました。この方が退職の意向を示されたのが3月でございます。予算もうできない時期ということで、それでその方がちょっと病気休暇ということで、3月の当初予算に上げさせていただいたのはその方が病気休暇から復活するまでということで、その方の復帰を待つために大体の臨時の嘱託の管理栄養士賃金をその場で計上させていただいたという経緯がまず第1番目にあります。それで、大体の管理栄養士さんを12カ月期雇用の嘱託職員で募集しましたが、応募がないということで、大谷短大ですとか札幌のほうの、また保健所の管理栄養士さんだとかにご相談をいたして、誰かいないかということでご相談はしたのですけれども、なかなかいなかったというのが現状です。ただ、もともと正職員でいました管理栄養士さん、3月末でもって退職ということに正式になりましたもので、来年以降正職員の募集という形で管理栄養士を正職、来年31年採用していただきたいということで、その方を調整をしているところでございますけれども、ただ先ほど言ったとおり管理栄養士という職は特定健診、特定保健指導において栄養指導等を行うということで、更別の健康を守る

ためにぜひとも必要だということで、今現在いないというのは確かに問題でございまして、それで嘱託職員ということで今臨時の管理栄養士さんを募集するということをしております。年度途中での採用というのがなかなか難しいということで、31年度の当初4月からの採用ということでお願いをしているところです。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、確かに前職の方がやめられたのが急であったという、多分そういう要因による部分で、緊急を要した中で対応したけれども、募集というか、応募がなかったというふうに聞こえているのですけれども、私はその部分で休職にあったという方については別に休職であったから責めるわけではなくて、やっぱりその前例があって、そういう部分で即やめられたというふうにはどうも理解できないわけですし、それなりの過程を踏まえて離職なされたというふうにとるのが必然だというふうに考えていますので、その点の対応も含めて、確かに今の現状も含めた中での結果論としての説明は十分理解できますけれども、その対応を含めてどうなのかなという。やっぱりそれは疑問が残るわけですし、その点少しどういう対応をされたのかという部分も含めていま一度回答いただければというふうに思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 正職員の管理栄養士さんに関しましては、ずっと病院にかかるとき、二月に1度程度私もお伺いして先生とお話しして、職場復帰が可能かどうかということいろいろその方が職場復帰まで可能な状態にあるかどうかというような確認はしてきました。最終的に、済みません。ちょっと最終的な日にち覚えていないですけれども、1月、最後のとき、まだちょっと3カ月は無理だよという形で、職場復帰は無理ですよという形でお医者さん、先生からお話をいただいて、それで最後3カ月の病気休暇の延長を総務課にお願いしたという経緯があります。その中で、残り3月になって本人のほうからやはり仕事を続けていく自信がないという形で退職の申し出があったということで、今現在欠員という状況になっているということです。当初病気休暇の最初のときから私のほうも病院の先生のほうにこのような状況になって、今現在の状況はどうか、復職は可能な状況になれるかどうかということはその都度一緒に入らせていただいて確認はさせていただいたところです。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 内容的には、今の説明の中ではある程度理解できました。ただ、私が申し上げたいというか、ご指摘させていただきたいのは、必要不可欠な人員配置をしなければならないという部分で、行政の執行方針に対して欠員であるということは、欠員であって臨時でそこを賄わなければならないということはやはりほかの職員に必ず業務の分担が強いられるという話になると思います、やらなくて済むという話にはならないはずです。

で。その点やはりそれぞれ必要に応じた人員配置をしているわけですから、その点の過度な労働も含めて、住民というよりも入院患者も含めて十分その点が管理できるような体制だけは滞りなくやっていただきたいということで、これはお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほども申したとおり、年度途中で正職員の採用が難しいというお話もありますが、31年度に向けて正職員の募集ということでやっていきたいと思っております。今現在につきましても嘱託の管理栄養士さんという形にはなりますけれども、なるべく事業に支障を来さないように、ことし1年事業をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 14ページ、教育費の中で職員人件費の減額が868万8,000円行われております。この部分の減額されたということは、どこかの課に回っていると私は解釈しているのですが、その辺はどのようなになっているか説明をお願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 教育費の人件費でございますが、教育費で見ていた職員1名分が村長部局に異動ということで、一般管理費のほうに移動しておりますので、この部分が減額となっております。一般管理費のほうも減額になっておりますが、これは先ほどもお話が出ていますとおり職員が急遽退職したことによりまして予算が減額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 13ページ、款6農林水産業費の説明欄にありますジャガイモシストセンチュウ対策事業についてなのですが、この1,000万のうち農協と3分の1ということで、機械機器についての500万についてなのですが、これはどのような機器なのかということと、あと同じように負担配分というのは3分の1になっているのか、どのようなになっているのかということを確認したいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきましたジャガイモシストセンチュウ対策につきまして、機械、設備の関係ですが、29年度において産地パワーアップ事業でJAさらべつさんが整備をした芋のコンテナの洗浄施設、それと農協の倉庫の施設のところに出入りする車両の洗浄施設、この2つの施設がございます。コンテナの洗浄施設については、前年度終了しておりますが、車両洗浄施設については繰り越しをした中での執行ということになってございます。村の補助金の金額の設定に当たりましては、冒頭の副村長の補足説明にもありましたとおり、今回29年度分の対策費ということで、これは概算の数値に、ソ

フト事業も含めたＪＡさらべつさんのほうで試算をした概算の数字で少なくとも1,500万経費がかかっていると。これを生産者の方に8割負担をしていただくというような方針を農協さんのほうで決めてございます。農協が2割持つと。そういうような中で、1,500万円の8割なので、1,200万円を生産者から2段階の畑の面積割、それと均等割、これは酪農家も含めた均等割ということで負担を求めるということで設定されてございます。これを受けまして、その後やはり全員一律という部分については組合員の中でもいろいろなご意見をいただいているというところもありまして、またジャガイモシストセンチュウ対策はこの後恒久的に続くことになります。ハード的なものはおおよそ29、30で終わると思うのですけれども、31年度以降も継続し、それらも全て基本的には8割負担を求めていくという考えがあるというふうにお伺いしてございます。これを踏まえて生産者の負担軽減の要望をいただきまして、村としましては1,500万、29年度分につきましては1,500万のうち3分の1の500万、その1,000万の8割を生産者に転嫁するかどうかはこの後農協さんのほうとの調整ということになるかと思いますが、そういった軽減措置で、30年度に繰り越されて整備されます車両洗浄施設、こちらのほうにつきましては事業費が6,200万ほどありますが、補助金が2,700万入りますので、3,400万ほどの負担になります。これは、工事費の代金としては農協さんは30年度に一括支払いになりますが、これの減価償却を行っていく部分、また固定資産の部分、これを来年度以降8割ずつ生産者のほうから徴収をするという考えだというふうにお伺いしてございます。ただ、ハード分ということもございまして、この分につきましては今後コンテナ施設、車両洗浄施設を固定資産として村は将来的に来年度以降税金が入ってくることになるのですけれども、これを試算した中でおおよそ5年分で500万円程度、これを前倒し的な要素にはなりますが、金額の算定としてはその金額をもって農業振興基金を充当して500万円を追加して、合わせて1,000万というような考え方で支援をしたいというところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議案第52号

○議長 日程第16、議案第52号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第52号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,223万8,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出から申し上げます。説明書の6ページをお開きいただきたいと思ひます。6ページ目であります。款3地域支援事業費で43万2,000円を追加し、補正後の予算額を5,317万7,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目2一般介護予防事業費で43万2,000円の増であります。説明欄に移りまして（1）、一般介護予防事業、節13委託料、介護予防事業委託料で43万2,000円の増額であります。これにつきましては、高齢者体力測定、軽度認知障害検査実施による委託料の増加によるものであります。

続きまして、歳入のほうに移ります。5ページをお開きください。款7繰入金で43万2,000円を追加し、補正後の予算額を6,603万2,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金で43万2,000円の増額であります。節2その他一般会計繰入金で43万2,000円の増額であります。説明欄にまいりまして、その他一般会計繰入金でそのような金額になっております。これらは、地域支援事業等総合事業の不足分による繰入金の増加であります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 議案第53号

○議 長 日程第17、議案第53号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第53号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

それでは、1ページ目をお開きください。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収支を定めております。

収入の部におきましては、営業外収益で98万2,000円を追加し、4,589万3,000円とするものであります。こちらは、一般会計からの人事異動に係る財源補てん分の繰入額を増額計上しております。以上、収益の増額で98万2,000円を追加し、1億2,963万3,000円とするものであります。

支出の部でありますけれども、営業費用で98万2,000円を追加し、1億3,430万9,000円とするものであります。こちら人事異動に係る給与費を増額計上しております。特別損失では、84万1,000円を減額し、95万8,000円とするものであります。こちらは、当初予算計上に誤りがありましたので、減額を行うものであります。以上、費用の総額で14万1,000円を追加し、1億4,108万6,000円とするものであります。

続きまして、第3条では、流用できない費用として給与費を定めてあり、98万2,000円を追加し、1,579万8,000円とするものであります。こちら人事異動に係る給与費の増額計上としております。

また、3ページからは、予算説明として簡易水道特別会計にて計上する2名の給与費を記載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

その他の事項につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第18 議案第54号

○議 長 次に、日程第18、議案第54号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第54号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

1 ページをお開きいただきたいというふうに思います。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収支を定めております。

支出の部では、営業費用で1億7,538万5,000円、既決予算額と同額ですが、こちらは給与費のうち手当の予算計上に誤りがありましたので、手当と賞与引当金繰入額をそれぞれ補正するものであります。特別損失で50万6,000円を減額し、50万6,000円とするものであります。こちらも平成29年度に発生している賞与分を今年度損失しているものとみなし、計上しているものでありますが、当初予算計上に誤りがありましたので、減額補正を行うものであります。以上、費用の総額で50万6,000円を減額し、1億8,457万1,000円とするものであります。

また、3ページからは、予算説明として公共下水道特別会計にて計上する1名の給与費を記載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

その他の事項につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、6月5日及び6月6日の2日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月5日及び6月6日の2日間を休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 2時00分散会)